

友愛共同墓使用規定

第1条（名称）

この墓所の名称を、「友愛共同墓」とする。

第2条（友愛共同墓の所有者）

友愛共同墓の所有者は、全国勤労者労働組合同盟（略称・勤労者同盟）である。

第3条（友愛共同墓の所在地）

友愛共同墓の所在地は、静岡県駿東郡小山町大御神888-2 財団法人富士霊園内におく。

第4条（目的）

組合員の福祉に寄与するため、友愛共同墓を設置する。

第5条（使用の資格）

1. 勤労者同盟の組合員にして入院共済加入者とその親族とする。
2. 組合員資格がない人は、特別組合費として別途5万円を納入することにより組合員資格を得て、「友愛共同墓運営委員会」の承認を得たのちに使用できる。

第6条（使用の申込）

使用を希望する組合員は別紙申込書を提出する。（組合員は様式1・特別組合員は様式2）

第7条（永代使用料の納入）

申込書を提出後、速やかに永代使用料を納入する。

第8条（永代使用料）

永代使用料とは、永代使用料・納骨費・記名刻印費・管理費を含め、1御霊（1骨壺）組合員は、15万円とする。非組合員は、20万円とする。

第9条（納骨日）

永代使用料の確認後、納骨日を設定する。

第10条（生前予約）

入院共済に加入している組合員ならびに親族が、永代使用料を納入することにより生前予約ができる。

第11条（生前予約の解消）

生前予約中、生前予約者または後見人の事情により予約を解消したいときは、所定の手続きを経て予約を解消することができる。但し、理由の如何を問わず予約金の返金はない。

第12条（合同法要の開催）

勤労者同盟は、原則として毎年合同法要を開催する。

第13条（合同法要の案内）

遺族代表者および生前予約者、後見人に合同法要の案内を行う。

第14条（合同法要への参加）

合同法要への参加は自由とする。また、合同法要日以外自主的にご参りに行く場合も自由とする。

第15条（合同法要に関わる費用）

合同法要への参加交通費等は参加者負担とし、合同法要そのものに関わる施設・器材・式典等の諸経費は勤労者同盟の負担とする。

第16条（遺族や後見人の所在不明時の扱い）

遺族や後見人が所在不明になった場合、3年経過後は土葬にすることができる。

第17条（友愛共同墓運営委員会の設置）

友愛共同墓の管理をするため、勤労者同盟の執行委員会において「友愛共同墓運営委員会」を設置する。

第18条（運営委員会の役員と定数）

運営委員会の役員と定数も、勤労者同盟の執行委員会において決定する。

第19条（運営委員会の開催）

運営委員会は、年2回以上開催をしなければならない。

第20条（諸経費の支出）

諸経費の支出は、友愛共同墓会計から支出するものとする。

第21条（規定の改廃）

この規定の改廃は、勤労者同盟の執行委員会または代議員大会で行うことができる。

第22条（規定の施行）

1. この規定は、2011年11月19日開催の、勤労者同盟第5回執行委員会において議決し即日施行する。
2. 2016年4月26日開催の第6回定期代議員大会において第12条を削除する。
3. 2023年11月18日開催の第67回執行委員会で一部改正する。
4. 2024年7月13日開催の第70回執行委員会で第11条但書きを挿入し第12条一部改正する。